

Professional Eye

# プロフェッショナルアイ

2018年度は、診療報酬と介護報酬の同時改正の年である。2年ごとに改訂の診療報酬と3年ごとに改訂の介護報酬は6年に一度同時改訂の年を迎える。団塊の世代が全員75歳以上になる25年までの間、同時に改訂はあと24年度の1回のみである。その意味で今年度の同時改訂は、25年に向けての道筋を付けるという重要な改訂である。

改訂の概要等について、社会保障審議会の資料等を参考に確認してみる。

(1) 診療報酬とは  
医療機関・薬局が行う保険医療サービスの対価で、診療料等の「診療報酬本体」と、薬代や材料価格の「薬価等」に分かれ、1点が10円相当である。

(2) 診療報酬の改訂  
診療報酬本体・プラス薬価等

(3) 改正の概要  
少子高齢化など急激な社会環境の変化や高額技術の台頭、ICTやビックデータ等の技術革新との持続可能性の調和、また認知症の増加等のテーマズの変化等に対応すべく、四つのテーマが掲げられた。

一つ目は、「地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連

接の推進」である。このため例えば、医療機能や患者の状態に応じた入院医療の評価として、「急性期医療・長期医療・慢性期医療」長期医療・長期医療の機能に大別する新たな評価体系が導入された。

二つ目は、「地域包括無しの大病院受診時の定額負担の対象医療機関の範囲が拡大され、かかりつけ医の初診料には、「機能強化加算(80点)」が加算されることとなつた。

さらに、「質の高い在宅医療・訪問看護の確保のため、診療所が他の医療機関と連携する等により24時間の往診体制を構築した場合」「継続診療加算216点(1月1回)」が新設された。

三つ目は、「新しいニーズにも対応できる質の高い医療の実現・充実」である。例えば、先進的医療技術の適切な評価と着実な導入のため、「オンライン診療機能の分化・強化、連

## 診療報酬と介護報酬の同時改訂について

FDSグループ代表  
エージェントバンク(FDSグループ)  
主任研究員

吉富明彦

関戸恵子

料70点/日」が新設され

た。

三つ目は、「医療従事者の負担軽減、働き方改革の推進」である。チ

ム医療等の推進(業務の共同化、移管等)等の勤務環境の改善や業務の効率化・合理化のための対策が採られた。

四つ目は、「効率化・適正化を通じた制度の安定性・持続可能性の強化」である。例えば、調剤報酬(いわゆる門前薬局等の評価)の見直しとして、大型門前薬局の調剤基本料が引き下げられた。

五つ目は、「多様な人材の確保と生産性の向上」である。このため例えれば、「生活援助の担い手の拡大」や「介護ロボットの活用の促進」等の策が採られた。

六つ目は、「介護サービスの適正化・重要化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保」である。このため例えば福祉用具貸与について、商品

新設された。

七つ目は、「介護サービスを提供することによって認知症専門ケアサービスを修了した者が介護サービスを提供する」として「認知症専門ケア加算(I)3単位/日」

が、口腔衛生管理の充実と栄養改善の取り組みの推進のため、栄養スクリーニングを行い、介護支

援専門員に栄養状態に係る情報

上は自己負担となる。  
(2) 介護報酬の改訂  
18年度介護報酬改定...  
プラス0・54%  
(3) 改正の概要  
団塊の世代が75歳以上になる25年に向けて、国民一人一人が状態に応じた適切なサービスを受けられるよう、18年度介護報酬改定により、質が高く効率的な介護体制の整備を推進するため、四つのテーマが掲げられた。

三つ目は、「自立支援・重度化防止」が創設された。  
二つ目のテーマは、「生活相談員(社会福祉士等)の配置等に対し「生活相談員配置等加算13単位/日」が新設された。

さらに、「地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進として、生活相談員(社会福祉士等)の配置等に対し「生活相談員配置等加算13単位/日」が創設された。

三つ目は、「介護保険制度を補完する「医療保険」や介護制度を補完する「介護保険」を扱っている。診療報酬や介護報酬の改正は、医療制度や介護制度を左右する重要な事項であり、仮に医療制度や介護制度に変更があれば、医療保険や介護保険の見直しが必要になる場合もあり得る。

四つ目は、「介護サービスの公表及び貸与価格の上限が設定される」とどなた(18年10月)。また、集合住宅居住者への訪問介護等に関する規定が改訂される。改訂の内容は、医療と介護の連携の強化である。例えば、リハビリにおいても医師等の意見が反映されることによって、介護の連携が欠かせない。いまだにかかりつけ医も機能不十分な状況で、スムーズな連携体制の構築ができるのか懸念される。

五つ目は、「介護サービスの充実化や業務の効率化・合理化のための対策が採られた。

六つ目は、「地域包括ケアシステムの構築と医療機能の分化・強化、連

域として、ADL(日常生活動作)の維持または改善の度合いが一定水準を超えた場合「ADL維持等加算(I)3単位/日」が創設された。

七つ目は、「地域医療」への

一層の推進である。例えれば、今回介護施設での看

取りに加算が新設される

など、病院以外でのタ

ミナルケアが強化され

る。また、病院から在宅

へは利用者が少しでも多く、これも医療費の押し上げ要因となつて

いる。日本は他の先進国

に比べ病院で亡くなる人

が多い、これも医療費の

抑制がかかるから、これ

は病気やけがを治療する

ことを目的とする医療と

長期的な視点で考えなければならぬ介護がうまく融合できるかは、これ

からの実際の現場を通して評価していくべき問題

である。

八つ目は、「地域医療」への

一層の推進である。例えれば、今回介護施設での看

取りに加算が新設される

など、病院以外でのタ

ミナルケアが強化され

る。また、病院から在宅

へは利用者が少しでも多く、これも医療費の

押し上げ要因となつて

いる。日本は他の先進国

に比べ病院で亡くなる人

が多い、これも医療費の

抑制がかかるから、これ

からの実際の現場を通して評価していくべき問題

である。

九つ目は、「地域医療」への

一層の推進である。例えれば、今回介護施設での看

取りに加算が新設される

など、病院以外でのタ

ミナルケアが強化され

る。また、病院から在宅

へは利用者が少しでも多く、これも医療費の

押し上げ要因となつて

いる。日本は他の先進国

に比べ病院で亡くなる人

が多い、これも医療費の

抑制がかかるから、これ

からの実際の現場を通して評価していくべき問題

である。

十つ目は、「地域医療」への

一層の推進である。例えれば、今回介護施設での看

取りに加算が新設される

など、病院以外でのタ

ミナルケアが強化され

る。また、病院から在宅

へは利用者が少しでも多く、これも医療費の

押し上げ要因となつて

いる。日本は他の先進国

に比べ病院で亡くなる人

が多い、これも医療費の

抑制がかかるから、これ

からの実際の現場を通して評価していくべき問題

である。

十一つ目は、「地域医療」への

一層の推進である。例えれば、今回介護施設での看

取りに加算が新設される

など、病院以外でのタ

ミナルケアが強化され

る。また、病院から在宅

へは利用者が少しでも多く、これも医療費の

押し上げ要因となつて

いる。日本は他の先進国

に比べ病院で亡くなる人

が多い、これも医療費の

抑制がかかるから、これ

からの実際の現場を通して評価していくべき問題

である。

十二つ目は、「地域医療」への

一層の推進である。例えれば、今回介護施設での看

取りに加算が新設される

など、病院以外でのタ

ミナルケアが強化され

る。また、病院から在宅

へは利用者が少しでも多く、これも医療費の

押し上げ要因となつて

いる。日本は他の先進国

に比べ病院で亡くなる人

が多い、これも医療費の

抑制がかかるから、これ

からの実際の現場を通して評価していくべき問題

である。

十三つ目は、「地域医療」への

一層の推進である。例えれば、今回介護施設での看

取りに加算が新設される

など、病院以外でのタ

ミナルケアが強化され

る。また、病院から在宅

へは利用者が少しでも多く、これも医療費の

押し上げ要因となつて

いる。日本は他の先進国

に比べ病院で亡くなる人

が多い、これも医療費の

抑制がかかるから、これ

からの実際の現場を通して評価していくべき問題

である。

十四つ目は、「地域医療」への

一層の推進である。例えれば、今回介護施設での看

取りに加算が新設される

など、病院以外でのタ

ミナルケアが強化され

る。また、病院から在宅

へは利用者が少しでも多く、これも医療費の

押し上げ要因となつて

いる。日本は他の先進国

に比べ病院で亡くなる人

が多い、これも医療費の

抑制がかかるから、これ

からの実際の現場を通して評価していくべき問題

である。